独立行政法人福祉医療機構による融資の優遇

社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金及び介護基盤緊急整備等臨時特例交付金等 に係る事業者負担分への融資について、融資率及び貸付利率の優遇等を図る。

耐震化整備及び介護基盤整備に係る優遇措置

※基金等の対象となる整備に限る。(平成23年度末まで)

融資率

施設種類に応じて「70~80%」 ただし、財特法又は特措法に基づき 国の補助の特例を受ける場合は 「通常の融資率+5%」(上限80%)

改正

一律「90%」

貸付利率

施設種類に応じて 「財投イコール〜財投+0.5%」 ただし、財特法に基づき国の補助の 特例を受ける場合は「無利子」

改正

一律「財投▲ O. 5%」(5年間) ただし、財特法に基づき国の補助の 特例を受ける場合は「無利子」

- 財特法:地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律
- 〇 特措法:地震防災対策特別措置法

スプリンクラー整備に係る優遇措置

融資率及び貸付利率

改正

耐震化整備及び介護基盤整備の融資率及び貸付利率と同様の措置

貸付けの対象

改正

- ・有料老人ホームを貸付対象に追加し、貸付けの相手方を法人とする
- ・小規模多機能型居宅介護事業の貸付けの相手方に特定非営利活動法 人等を追加する

経営資金の貸付

昨今の経済情勢の急激な悪化等により、福祉サービス利用者の減少や授産施設における受注の減少等により、経営全般に影響を及ぼしている状況に鑑み、経営資金貸付の資金使途、貸付対象等の拡大を図る。 ※平成21年度末まで

資金使途

物価高騰に伴い一時的に 必要となった資金 (燃料費及び給食材料費等)

改正

経済情勢の悪化に伴う経営環境の 変化により必要となった資金

貸付けの対象



障害者自立支援法に規定する就労移行支援及び就労継続支援を実施する事業並びに旧法授産施設及び福祉工場に限り、貸付けの相手方に特定非営利活動法人を追加する

保 証 人

法人代表者を含め2名以上

改正

法人代表者を含め1名以上

一地域活性化・経済危機対策臨時 交付金等について

地域活性化・経済危機対策臨時交付金の概要

「経済危機対策」(平成21年4月10日「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済危機対策閣僚会議合同会 議決定)において、「地方公共団体において、地球温暖化対策、少子高齢化社会への対応、安全・安心の実現、 その他将来に向けた地域の実情に応じるきめ細かな事業を積極的に実施できるよう、「地域活性化・経済危機対 **策臨時交付金(仮称)」を交付する。**」とされたことを踏まえ、平成21年度補正予算において創設。

- 1 平成21年度補正予算計上額 1兆円
- 2 所管 内閣府(地域活性化推進扣当室) ただし、各府省に移し替えて執行
- 3 交付対象等
 - (1)交付対象:実施計画を策定する地方公共団体
 - (2)交付方法:実施計画に掲載された事業のうち国庫補助事業の地方負担分と地方単独事業の 所要経費の合計額に対し、交付限度額を上限として交付金を交付
 - (3)交付限度額: 地方交付税の基準財政需要額の算定方法等に準じて、外形基準に基づき設定 ※財政力の弱い団体や離島や過疎等の条件不利地域等に配慮するとともに、財政力が著しく高い団体に ついては一定の制限を行う。
- 4 使途 実施計画に掲載された以下の事業の地方負担分に充当
 - 〇地方単独事業
 - 〇国庫補助事業(法令に国の補助率又は負担率の定めがあるものを除く。)

5 事業例

●地球温暖化対策

公立高等学校のエコ化(太陽光発電導入等)・耐震化・ICT化(電子黒板 術実用化開発事業費補助金)、次世代自動車の普及促進、小売店舗の低 炭素化の推進、内航海運・フェリーや離島航路の維持・改善のための支 進事業補助金)及び農道等の農業用施設改修 等 援、環境計測機器の更新 等

●少子高齢化社会への対応

保育所の整備等による保育サービス等の充実(子育て支援対策臨時交 付金)、準要保護児童生徒に対する就学援助、幼稚園就園の保育料等 の軽減、不妊治療に要する費用の助成(母子保健衛生費補助金)、介護施文化財の防災·防犯対策事業(国宝重要文化財保存整備費補助金)、学校 設の緊急整備、中心市街地の空き店舗を活用したコミュニティ交流ス ペースの整備、高齢者巡回訪問事業 等

●安全・安心の実現

消防防災設備・防犯資機材・警察施設等の整備、新型インフルエンザ対 策、高度な放射線治療機器整備等事業、公共施設のガス消費機器や照 明器具等の点検・交換、鉄道駅のバリアフリー化の推進(交通施設バリアフ 等)の一体的実施、地方公共団体の庁舎等のゼロエミッション化(産業技 リー化設備整備費補助金)、地域公共交通の活性化・再生、DV被害者への 定額給付金相当額の支給、農地や用排水路の整備(農地等整備・保全推

●その他

公共施設のデジタル化改修等整備、ICTの導入・利活用(地域ICT利活用 推進交付金)、学校におけるデジタルテレビ及びコンピュータ等の整備(学 校情報通信技術環境整備事業補助金)、共通地図等の電子化・共用化事業、 教材・図書の整備、観光交流の促進のための施設整備・事業実施、耕作 放棄地解消事業 等

地域活性化・公共投資臨時交付金の概要

「経済危機対策」(平成21年4月10日「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済危機対策閣僚会議合同会議決定)において、「本対策における公共事業等の追加に伴う地方負担の軽減を図り、地方公共団体が国の施策と歩調を合わせ、地域における公共投資を円滑に実施することができるよう、補正予算債による対応に加え、各地方公共団体の負担額等に応じて配分する「地域活性化・公共投資臨時交付金(仮称)」を交付する。」とされたことを踏まえ、平成21年度補正予算において創設。

- 1 平成21年度補正予算計上額 1兆3790億円 ※経済対策における公共事業等の追加に伴う地方負担総額の9割程度。
- 2 所管 内閣府(地域活性化推進担当室) ただし、各府省に移し替えて執行
- 3 交付対象等
 - (1)交付対象:実施計画を策定する地方公共団体
 - (2)交付方法:実施計画に掲載された事業のうち国庫補助事業の地方負担分と地方単独事業の所要経費の合計額に対し、交付限度額を上限として交付金を交付
 - (3)交付限度額:各地方公共団体の追加公共事業等(直轄及び補助)の地方負担額等をベースとして算定。

ただし、財政力の弱い団体等に配慮し、財政力指数等により調整。

- 4 使途 実施計画に掲載された以下の事業の地方負担分に充当(建設地方債対象事業に限る) 〇地方単独事業
 - ○国庫補助事業(法令に国の補助率又は負担率の定めがあるものを除く。)
 - ※財政事情、地方単独事業の事業量、追加公共事業等の執行予定等に応じ、一部を基金に積み立て、平成22年度以降における地方単独事業等の財源とすることも可。
- 5 参考
 - 追加公共事業等の地方負担に対しては、補正予算債を充当可。
 - 地方単独事業の財源とする予定であった地方債等を追加公共事業等に係る地方負担の財源に振替えることにより、追加公共事業等の地方負担を実質的に軽減。

地域活性化・経済危機対策臨時交付金に係る 執行スケジュール (イメージ)

地方公共団体 国の動き 4月 4月27日補正予算案閣議決定 4月28日 <配布資料> 実施計画計上事業検討 • 交付限度額試算額 説明会開催 ・活用事例集 地方議会 補正予算計上検討 5月 5月13日補正予算案衆議院通過 5月19日制度要綱案等周知 対象国庫補助 5/19~補正予算成立 実施計画 事業リスト、交 付限度額算定 実施計画(案)事前相談 事前相談対応 式 含む 5月29日 補正予算成立 6月 1ヶ月間 地方議会 補正予算計上 6月30日 実施計画(1次提出) 実施計画提出期限(1次提出) 秋頃 地方議会 補正予算計上 実施計画提出期限(最終提出) 実施計画提出(最終提出) 3週間程度 各省に予算移替え 移替え府省から各地方公共団体に内示 交付決定 交付申請

各都道府県

財政担当課 市町村担当課 地域活性化担当課 御中

地域活性化・経済危機対策臨時交付金について

内閣府地域活性化推進担当室

地域活性化・経済危機対策臨時交付金制度要綱(平成21年5月29日付け内閣府事務次官、総務事務次官、文部科学事務次官、厚生労働事務次官、農林水産事務次官、経済産業事務次官、国土交通事務次官、環境事務次官連名通知。以下「制度要綱」という。)について、通知したところですが、その運用について下記のとおり定めましたので、関係国庫補助事業等担当部局等と十分連携の上、これに留意して運用されるようお願いします。

また、地域活性化・経済危機対策臨時交付金は、「経済危機対策」(平成 21 年 4 月 10 日「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定)において、「この交付金の活用に当たって、地域の中小企業の受注機会に配慮するよう要請する。」とされていますので、この趣旨を踏まえ、執行に当たっては、執行担当部局等と十分連携の上、地域の中小企業の受注機会に配慮いただきますようお願いします。なお、都道府県におかれましては、貴管内市町村へもこの旨周知されますようよろしくお願いします。

記

1. 地域活性化・経済危機対策臨時交付金について(制度要綱第1関係)

地域活性化・経済危機対策臨時交付金(以下「交付金」という。)は、平成21年4月10日に決定された「経済危機対策」(「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定。以下「経済危機対策」という。)において、「地方公共団体において、地球温暖化対策、少子高齢化社会への対応、安全・安心の実現、その他将来に向けた地域の実情に応じるきめ細かな事業を積極的に実施できるよう、「地域活性化・経済危機対策臨時交付金(仮称)」を交付する。」とされたことを踏まえ、創設された交付金です。

各地方公共団体におかれましては、本交付金の趣旨を十分に踏まえ、本交付金を 有効に活用し、「地球温暖化対策、少子高齢化社会への対応、安全・安心の実現、そ の他将来に向けた地域の実情に応じる」地域活性化等に資する事業の追加的な実施 に努め、積極的に地域活性化等に取り組むようお願いします。

なお、別途創設された地域活性化・公共投資臨時交付金については、「経済危機対策」において、「本対策における公共事業等の追加に伴う地方負担の軽減を図り、地方公共団体が国の施策と歩調を合わせ、地域における公共投資を円滑に実施することができるよう、補正予算債による対応に加え、各地方公共団体の負担額等に応じて配分する「地域活性化・公共投資臨時交付金(仮称)」を交付する。」とされたことを踏まえたものです。

したがって、各地方公共団体におかれましては、両交付金の趣旨の違いを十分に 理解いただき、活用していただきますようお願いします。

2. 交付対象事業(制度要綱第2関係)

(1) 交付対象事業

地域活性化・経済危機対策実施計画(以下「実施計画」という。)に掲載する交付 対象事業については、移替え等に支障を生じることのないよう、実施の確実性が十 分に見込まれる事業を記載するよう留意してください。

なお、国庫補助事業及び関連する地方単独事業(上乗せ補助部分、補助対象外経費部分を地方単独事業として助成する場合など)を実施計画に掲載する場合には、必ず、事前に事業所管府省との連絡調整などを行うようお願いします。

国庫補助事業と地方単独事業については以下のとおりとするほか、別紙1を参考 にしてください。

① 国庫補助事業等の交付対象事業は、制度要綱別表1又は別表2に定める事業であって国の平成21年度一般会計補正予算(第1号)又は特別会計補正予算(特第1号)に計上される事業です。別表1又は別表2に掲載された交付対象事業のうち一部の目細のみが補正予算に計上されている場合は、その分のみを対象とします。補正予算計上分が不明な場合は、別表1又は別表2に掲載された交付対象事業の所管府省にご確認ください。

また、前述の両交付金の趣旨の違いを踏まえた運用に資するため、制度要綱別表1には公共事業費以外の国庫補助事業等を、別表2には公共事業費である国庫補助事業等を掲載しているところです。なお、別表2には地方負担分が建設地方債対象事業ではないものも含まれていますので留意してください。

② 地方単独事業の交付対象事業は、平成21年4月11日以降に予算に計上され、 実施される事業に限ります。なお、地方公共団体の平成21年度当初予算に計上された予備費により同日以降に実施される事業を含みます。

ただし、国庫補助事業等であって国の平成 21 年度一般会計補正予算(第 1 号)に計上される事業のうち緊急消防援助隊設備整備費補助金、理科教育設備整備費等補助金、生活保護負担金、地籍調査費負担金又は道路改修等事業費補助金(国の負担又は補助の割合が法令の規定により定められているため、交付対象事業とはならないもの)の地方負担分に充てる財源を確保することを目的

とする場合にあっては、地方公共団体の平成 21 年度当初予算に計上された地方 単独事業を交付対象事業とすることが可能です。

また、制度要綱別表1又は別表2に定める事業以外の国庫補助事業等に関し、 地方公共団体が事業者等に対し、任意に上乗せで補助を行う部分は、地方単独 事業として、交付金の対象とすることが可能です。ただし、国の負担又は補助 の割合が法令の規定により定められている国庫補助対象事業費に充当する場合 は除きます。

(2) 交付対象事業のうち地方単独事業に関する留意点

交付対象事業のうち地方単独事業については、以下のとおり取り扱うことが 望ましいので留意してください。なお、定住自立圏構想に係る宣言中心市にお いて、割増相当額を活用する場合の取り扱いについては、以下のとおり定める もののほか、別途、国から通知します。

① 職員の人件費

職員の人件費(事業に伴う非常勤職員の人件費を除く)には、交付金を充当 しないこと。

② 用地費

交付金を充当する年度の翌年度までに、用地全体を活用する工事又は工事の ための設計・測量等に着手する見込みのない用地の取得費には、交付金を充当 しないこと。

③ 貸付金・保証金

貸付金又は保証金(繰上償還による保証金の過払い相当分の返金に伴う国庫 返納を要するもの)には、交付金を充当しないこと。

4 基金

次の表の左欄に掲げる場合に右欄の取扱いとする場合以外は、原則として、 基金の積立金には、交付金を充当しないこと。ただし、首長選挙その他やむを 得ない事情により、事業予算の計上が困難な場合については、当室に個別に相 談されたい。

平成 20 年度補正予算(第2号)又は平成 21 年度 | 将来の地方負担額相当分以内の基 補正予算(第1号)に予算計上された地方消費者 行政活性化交付金、子育て支援対策臨時特例交付 金(高等技能訓練促進費等事業を除く)、障害者 自立支援対策臨時特例交付金、妊婦健康診査臨時 特例交付金、地域医療再生臨時特例交付金、森林 整備加速化・林業再生事業費補助金又は非化石工 ネルギー等導入促進対策費補助金(新エネルギー 導入加速基金造成事業に限る)による基金に対応

金の積立金に交付金を充当するこ とができる(なお、既存の基金の積 立金に交付金を充当することを妨 げるものではないが、その場合は、 果実を含めて、交付金が原資となっ ている部分について、厳格な区分経 理を行うこと。したがって、「財政 調整基金」、「減債基金」等への積立